

◇ 障害者自立支援法等に係る利用者負担の軽減について

- 障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしている。
 - 応能負担への第一歩として、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化。
- 施行期日(予定):平成22年4月1日
 - 関係政省令・告示は、3月下旬に改正し、公布する予定。

(参考:現行の利用者負担一覧) ※原則として費用の1割を負担。ただし、以下のとおり負担の上限額を設定。

区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯) 市町村民税所得割				世帯の範囲	
		低所得1	低所得2	16万円→	28万円→	46万円→	46万円超	者	児
福祉サービス(居宅・通所) 【障害者】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	9,300円	37,200円			本人 及び 配偶者	住民 基本 台帳上 の世帯
福祉サービス(居宅・通所) 【障害児】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	4,600円		37,200円			
福祉サービス(入所施設等) 【障害者】	0円	個別減免 0円~15,000円	個別減免 0円~24,600円	37,200円					
福祉サービス(入所施設等) 【障害児】	0円	3,500円	6,000円	9,300円		37,200円			
補装具	0円	15,000円	24,600円	37,200円			全額 自己負担		

低所得の利用者負担を無料化

○ 利用者負担の軽減の具体的な内容等について

- ・ 所得階層の低所得1・2に該当する障害者及び障害児の保護者に係る、次に掲げる利用者負担を無料化。
 - ① 障害福祉サービス(療養介護医療を除く。以下同じ。)に係る利用者負担
 - ② 障害児施設支援(障害児施設医療を除く。以下同じ。)に係る利用者負担
 - ③ 補装具に係る利用者負担

- ・ 利用者負担の軽減に関し、以下に留意されたい。
 - ① 特別対策(平成19年4月)又は緊急措置(平成20年7月)において軽減の対象ではなかった、入所施設やグループホーム、ケアホーム等を利用している20歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者等も対象。
 - ② 補足給付(特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費等)については、引き続き、従前と同じ方法により算出。
 - ※ 今回の措置により、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となるが、その分の額を補足給付から減らすことなどは行わない。
 - ③ 療養介護医療又は障害児施設医療に係る利用者負担については、今回の軽減の対象外であることから、従前と同じ方法により算出。
 - ※ 療養介護又は障害児施設支援に係る利用者負担は、「福祉部分」、「医療費部分」及び「食事療養」で構成。
 - 今回の措置は、このうち「福祉部分」の負担を無料化するもの。「医療費部分」及び「食事療養」に係る利用者負担は従前と変わらない。